『協同教育実践論文集』執筆・投稿規程

⑴ 『協同教育実践論文集』は，本学会員による協同教育，協同学習にかかわる実践を広く公開し，これを次世代に継承していくことを目的とする。

⑵ 本誌はISSN（国際標準逐次刊行物番号）およびISBN を付した査読つきの学術雑誌とし，原則として毎年１号発行する。

⑶ 投稿の資格は，連名執筆者を含め，原則として本学会員に限る。ただし，実践論文集編集委員会が必要と認めた場合には，この限りではない。

⑷ 投稿原稿の採否決定，および修正は，実践論文集編集委員会による審査を経て行われる。

⑸ 本誌に掲載される実践論文は，協同教育の発展に資する未公刊の論文とする。

⑹ 投稿者が執筆のサポートを受けることを希望する場合は，学会員の中から世話人を立てることができる。その際は学会理事または実践論文集編集委員会（jissen@jasce.jp）に事前相談すること。

⑺ 論文の作成にあたっては，日本協同教育学会研究倫理綱領を遵守し，人間の尊厳や人権の尊重に十分な配慮がなされなければならない。

⑻ 本誌は1 頁 40 文字 36 行とし，刷り上がり 14 頁以内とする。なお，頁数については，実践論文集編集委員会が必要とみなした場合はこの限りではない。

⑼ 投稿原稿の提出は，すべて指定のテンプレートを用いた完全原稿とし，日本協同教育学会のウェブサイトの投稿フォーム（https://jasce.jp/php/paper_submission_form.php）から送付すること。その際，「投稿原稿チェックリスト」で挙げられている要件を満たしていることが求められる。なお，テンプレートは，日本協同教育学会のウェブサイト（https://jasce.jp/1091format.php）からダウンロードすることができる。

⑽ 投稿の際は，以下の３つのファイルを作成し，送付すること。

①本文（PDF ファイル：論文タイトル，アブストラクト(③を参照)，著者名，所属機関，引用文献を含むもの）

②本文（PDF ファイル：①について，著者名，所属機関を含まないもの）

③アブストラクト（和文のもので 500 字程度。和文のものに加えて任意で英文のものをつけてもよい。英文の場合は 100～175 語），英文タイトル，著者の連絡先（Word ファイルもしくはテキストファイルで作成すること）

なお，英文アブストラクトは，掲載が決まった後に送付することも認める。掲載が決まった際には，英文タイトルならびに英文アブストラクトについては，英文校閲済みのものを提出すること。

⑾ 論文における本文中の引用のしかた，ならびに引用文献の書式は，下記に従うこと。

①本文中では，安永（2004），（安永, 2004）のように引用し，本文末尾に著者のアルファベット順に引用文献リストをつける。

②引用文献リストの記載は，発表者の所属する学問領域の慣例にしたがって行うこと。ただし．とくに定めのない場合については，原則として以下の例にしたがって記載する。

〇和文の単行本の場合：

杉江修治・関田一彦・安永悟・三宅なほみ（編）　2004　大学授業を活性化する方法　玉川大学出版部

〇和文の雑誌の場合：

安永悟・中山真子　2002　LTD 話し合い学習法の過程分析－不確定志向性の影響－　久留米大学文学部紀要　19 号　49-71 頁

〇欧文の単行本の場合：

Sharan, Y., & Sharan, S. 1992 Expanding cooperative learning through group investigation. Teachers College Press, New York

〇欧文の雑誌の場合：

Cohen, E. G., 1994 Restructuring the classroom: conditions for productive small groups. Review of Educational Research, 64, pp. 1-35.

⑿　本文中での表記は，以下に従うこと。

①句点はマル（。），読点はカンマ（,）を用いる。

②数を表示する場合は，アラビア数字を用いる。

③英数字に関しては，原則半角で示す。

④図や表については，通し番号を付し，タイトルをつける。

⑤注釈がある場合には，本文の該当箇所に上付き文字で通し番号を付す。

⒀　本誌に掲載された論文等の著作権は，日本協同教育学会に帰属する。論文等の掲載が決定した際に，本学会所定の著作権譲渡承諾書に署名し，本会事務局に返送することで著作権の譲渡を行う。著作権譲渡承諾書の提出を論文等の掲載の条件とする。論文情報提供サイト等への掲載については，本学会が判断を行うこととする。

附則

1　この規程は，2024 年4 月19 日より施行する。

2　この規程の変更は，2025 年1月14日から施行する。

以上